

# 高岡市障がい者基本計画

## 第6期高岡市障がい者福祉計画

## 第2期高岡市障がい児福祉計画

～ 障がいのある人もない人も

共に育ち、共に暮らし、共に働く地域共生社会を目指して ～



富山県立高岡高等支援学校生徒作品（版画）「休憩中に楽しく笑い合う六人の姿」

高 岡 市



## 目 次

|       |                              |    |
|-------|------------------------------|----|
| 第 1 章 | 計画策定の背景及び趣旨                  | 1  |
| 1     | 計画策定の概要                      | 2  |
| 2     | 計画策定の背景                      | 3  |
| 3     | 計画の位置づけと性格                   | 4  |
| 4     | 計画の期間                        | 5  |
| 5     | 計画の対象者                       | 5  |
| 6     | 計画の策定体制                      | 6  |
| 7     | 本計画における「障害」の字の表記             | 6  |
| 8     | 計画の推進体制                      | 7  |
| 第 2 章 | 障がい者を取り巻く現状                  | 9  |
| 1     | 人口の推移                        | 10 |
| 2     | 障がい者（児）の推移                   | 10 |
| (1)   | 身体障がい者                       | 10 |
| (2)   | 知的障がい者                       | 13 |
| (3)   | 精神障がい者                       | 14 |
| (4)   | 障がい児の状況                      | 15 |
| (5)   | 障害支援区分認定者の状況                 | 17 |
| 第 3 章 | 計画の目指す姿と全体像<br>(高岡市障がい者基本計画) | 19 |
| 1     | 基本理念                         | 20 |
| 2     | 目指すまちの姿                      | 21 |
| 3     | 基本方針と計画の体系                   | 22 |

## 第4章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・25 (高岡市障がい者基本計画)

- 1 障がいや障がいのある人に対する理解の促進・・・・・・・・・・26
- 2 差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止・・・・・・・・・・28
- 3 地域生活の相談・支援体制の充実・・・・・・・・・・30
- 4 社会参加の促進・・・・・・・・・・34
- 5 雇用・就労・経済的自立の促進・・・・・・・・・・37
- 6 一貫した療育支援体制の確立・・・・・・・・・・40
- 7 安全・安心なまちづくりの推進・・・・・・・・・・43
- 8 地域をつなぐネットワークの構築・・・・・・・・・・46

## 第5章 障がい福祉サービス量等の見込み・・・・・・・・・・49 (第6期高岡市障がい者福祉計画・第2期高岡市障がい児福祉計画)

- 1 計画の策定に当たって・・・・・・・・・・50
- 2 計画の方針・・・・・・・・・・51
- 3 成果目標・・・・・・・・・・52
- 4 障がい福祉サービス等見込み量及び確保のための方策・・・・・・・・・・58
- 5 地域生活支援事業の見込み・・・・・・・・・・68

## 参考資料

- 『高岡市障がい者実態調査』集計結果報告書・・・・・・・・・・75
- 高岡市障がい者基本計画・第6期高岡市障がい者福祉計画・  
第2期高岡市障がい児福祉計画の策定経過・・・・・・・・・・189
- 高岡市地域共生社会推進協議会（ソイネット高岡）委員名簿・・・・・・・・・・190

## 第1章 計画策定の背景及び趣旨

---

- 1 計画策定の概要
- 2 計画策定の背景
- 3 計画の位置づけと性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の対象者
- 6 計画の策定体制
- 7 本計画における「障害」の字の表記
- 8 計画の推進体制

# 1 計画策定の概要

この計画は、障がい者福祉制度や社会経済情勢の変化を踏まえ、全ての市民が、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域の中で互いに人格と個性が尊重され、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくためのものです。

これまで、高岡市（以下「本市」という。）においては、平成9年に制定した「高岡市福祉のまちづくり条例」から現在の「高岡市障がい者基本計画・第5期高岡市障がい者福祉計画・第1期高岡市障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）まで、障がいのある人もない人も共に暮らせる地域共生社会を目指して様々な障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

今般、上記計画期間の経過に伴い、関係法令や社会情勢の変化・これまでの本市の取り組みの進展等を踏まえた上で、施策や目標などの見直しを行い、令和3年度からを計画期間とする『高岡市障がい者基本計画・第6期高岡市障がい者福祉計画・第2期高岡市障がい児福祉計画』（以下「本計画」という。）を策定します。

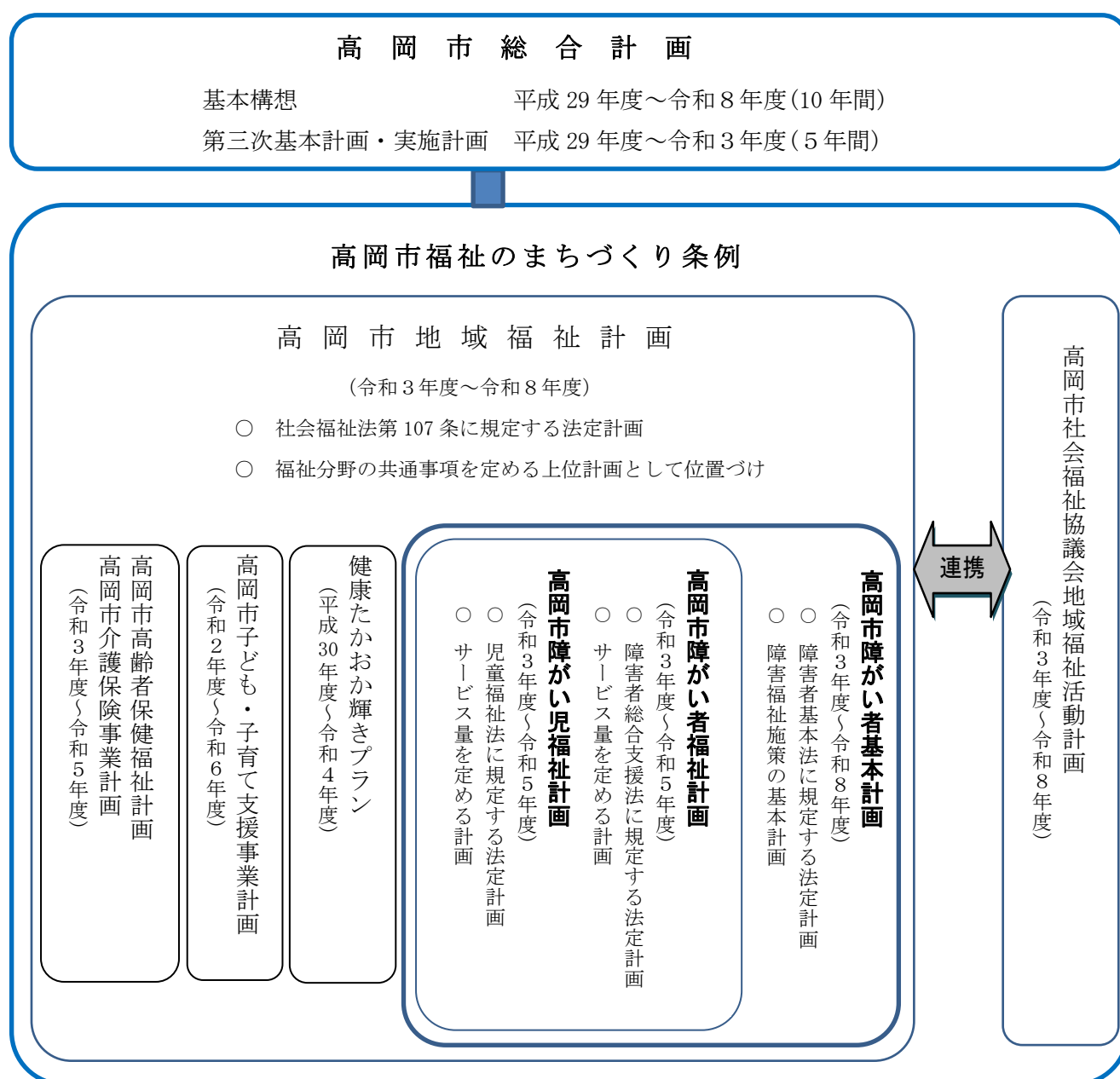
## 2 計画策定の背景（近年の障がい福祉施策関係法令などの動向）

| 年       | 国の動き                                                                                                                                                                                                   |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 17 年 | <b>【施行】 発達障害者支援法</b><br>・ 発達障がいの定義と法的な位置づけの確立                                                                                                                                                          |
| 平成 18 年 | <b>【施行】 障害者自立支援法</b><br>・ 三障がいに係る制度の一元化 ・ 費用負担のルール化<br>・ 障がい程度区分の導入による支給決定の仕組みの透明化、明確化 等                                                                                                               |
| 平成 23 年 | <b>【改正】 障害者基本法</b><br>・ 目的規定及び障がい者の定義の見直し（発達障がい、その他心身機能の障がいのある人も障がい者として定義） ・ 差別の禁止 等                                                                                                                   |
| 平成 24 年 | <b>【改正】 児童福祉法</b><br>・ 障がい児施設の再編 ・ 放課後等デイサービスなどの創設 等<br><b>【施行】 障害者虐待防止法</b><br>・ 障がい者に対する虐待の禁止                                                                                                        |
| 平成 25 年 | <b>【施行】 障害者総合支援法</b><br>・ 障がい者の範囲見直し（難病の追加）<br>・ 共同生活介護の共同生活援助への一元化 等<br><b>【施行】 障害者優先調達推進法</b><br>・ 国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け 等                                                                   |
| 平成 28 年 | <b>【施行】 障害者差別解消法</b><br>・ 障がいを理由とする差別などの権利侵害行為の禁止<br>・ 国、地方公共団体、事業者の合理的配慮の不提供の禁止 等                                                                                                                     |
| 平成 30 年 | <b>【改正】 障害者総合支援法</b><br>・ 障がい者の生活と就労に対する支援の一層の充実<br>・ 高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進<br>・ 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 等<br><b>【改正】 障害者雇用促進法</b><br>・ 民間企業の法定雇用率を 2.0%から 2.2%へ引き上げ<br>・ 法定雇用率の算定基礎の対象に、精神障がい者を追加 |
| 令和 2 年  | <b>【改正】 障害者雇用促進法</b><br>・ 事業主に対する給付制度 ・ 優良事業主としての認定制度                                                                                                                                                  |
| 令和 3 年  | <b>【改正】 社会福祉法</b><br>・ 包括的な支援体制の整備に関する事項<br>・ 重層的支援体制整備事業に関する事項                                                                                                                                        |

### 3 計画の位置づけと性格

「高岡市障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定による市町村障がい者計画として、本市における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障がい福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障がい児福祉計画を包含した計画としており、目指すべき将来像や基本理念を共有するものです。

また、この計画は、国の「障害者基本計画」、富山県の「富山県障害者計画」並びに本市の最上位計画である「高岡市総合計画」、他に福祉分野の上位計画である「高岡市地域福祉計画」などの関連計画との整合性を図り、策定しています。



## 4 計画の期間

「高岡市障がい者基本計画」の期間は、「高岡市地域福祉計画」との整合性を図るため、計画期間を合わせて、令和3年度から令和8年度までの6年計画とします（計画期間中に制度改正等で状況が変わった場合は、必要に応じて見直すものとします。）。

また、「第6期高岡市障がい者福祉計画」・「第2期高岡市障がい児福祉計画」は国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年計画とします。

## 5 計画の対象者

本計画における障がい者の範囲は、障害者基本法第2条に基づき、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法第2条）のほか、高次脳機能障がいや難病（治療方法が確立していない疾病等）により、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方についても対象とします。

児童福祉法第4条では、18歳未満の障がい者を障がい児と定義しています。本計画においては、対象が18歳未満の障がい者に限定しているところは「障がい児」と表記し、その他のところは年齢の区別なく「障がい者」と表記します。

### 本計画における障がい者数について

本市として捉えることが可能な障がい者数の数値として、法律上の定義等による障がい者手帳の所持者数を障がい者数として計画策定に使用します。

- ・身体障がい者【身体障害者福祉法】  
視覚障がい、聴覚又は平衡機能障がい、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓、じん臓又は呼吸器の機能障がいその他政令で定める障がいがある者が、身体障害者手帳の交付を受けた方
- ・知的障がい者  
法律によって定められた定義が存在しないため、富山県が知能や生活習慣、行動の特徴などから知的障がいと判断し、療育手帳の交付を受けた方
- ・精神障がい者【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律】  
統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する方で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

## 6 計画の策定体制

### (1) 高岡市地域共生社会推進協議会における審議

計画策定に当たっては、障害者総合支援法にも定められているように「高岡市地域共生社会推進協議会」の意見を聴き、障がいのある人の現状を把握するとともに障がい者実態調査の結果を踏まえた上で内容について検討を行いました。

### (2) 障がい者実態調査の実施

市内在住の障がい者及び障がい児約 2,000 人を対象に障がい者実態調査を実施し、障がいのある人の生活状況やニーズの把握に努めました。

### (3) ヒアリング調査の実施

障がい者団体・障がい福祉関係機関へのヒアリングにより、これまでの本市の施策や今後の課題などに関する意見の把握に努めました。

### (4) パブリックコメントの実施

計画策定に当たっては、ホームページなどにおいて計画案を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

## 7 本計画における「障害」の字の表記

本計画においては、法令や条例などで使われる用語や団体、施設、行事などの固有名詞について「障害」とそのまま漢字表記をしています。

それ以外については、「障がい」と表記します。

## 8 計画の推進体制

本計画は、福祉分野の各個別計画と理念を共有しながら、本市における障がい者福祉の基本的な計画として、障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるために必要な取り組みを定める計画です。

本計画の推進に当たっては、行政のみならず市民・事業者・関係機関がそれぞれの役割の下に連携を図りながら、協働して取り組む必要があります。

### (1) 障がい福祉に関する行政等の体制の整備

障がい福祉施策の総合的な推進のために、保健、福祉、教育、雇用、まちづくりなど、市の関連部署の連携を強化します。

また、雇用関係機関や教育関係機関、福祉関係機関等と連携を強化します。

### (2) 高岡市地域共生社会推進協議会との連携強化

#### ア 高岡市地域共生社会推進協議会の構成

本市では、「高岡市地域共生社会推進協議会」を設置しています。地域課題を集約し情報の共有化を図る「定例会議」、それぞれの課題ごとに議論を深め、課題解決のための施策提案を目指す「専門部会」、本市障がい者施策全般について協議を行う「全体会」で構成されています。専門部会は、「就労支援部会」、「地域生活支援部会」、「発達支援ネットワーク会議」、「権利擁護部会」の4つがあります。

#### イ 高岡市地域共生社会推進協議会との連携強化

高岡市地域共生社会推進協議会において把握された地域の課題やニーズ等を踏まえ、相互に協力・連携し、この計画の進捗状況の管理、評価等を行い、障がい者福祉施策を推進します。

### (3) PDCAサイクルの実施

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」の順に実施していくプロセスです。

業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへ繋げていく過程は、業務の質を高めていくために重要となります。

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 計画（Plan）  | 目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する    |
| 実行（Do）    | 計画に基づき活動を実行する             |
| 評価（Check） | 活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ） |
| 改善（Act）   | 考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す     |

